

益田市営繕工事における週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本の整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっている。その対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るため、「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から、工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所又は会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、益田市が発注する設計金額1千万円以上の営繕工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 契約期間内での施工期間が短い工事

なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

(実施方法)

第4条 発注者は、公告資料（工事仕様書）に「週休2日工事」である旨を明記し、同資料（現場説明書）に「益田市営繕工事週休2日工事の実施について」を添付するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、契約後、施工計画書提出時に「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。

4 その他の実施に当たっては、「益田市営繕工事週休2日工事の実施について」により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、設計変更するものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。な

お、発注者は受注者からの発議があった場合で以下のすべてに該当する場合、週休2日の実施に当たり必要となる工期の変更に応じるものとする。

- (1) 受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では週休2日の確保が困難であると認められる場合。
- (2) 特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、達成状況に応じて次のとおり工事成績評定にて評価する。なお、週休2日を達成しなかったことのみをもつての減点を行わない。

- ・ 4週8休以上：1. 2点
- ・ 4週7休以上4週8休未満：0. 8点
- ・ 4週6休以上4週7休未満：0. 4点
- ・ 上記以外：評価しない

(工事費の積算)

第8条 発注者は、対象期間中の現場閉所（現場休息）状況に応じて、以下のとおり労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の場合

1. 05

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合

1. 03

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合

1. 01

(元請下請の取引の適正化)

第9条 週休2日工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完了後に判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う工事から適用する。

(様式3)

年 月 日

(総括監督員)様

会社名
現場代理人 (氏 名)

週休2日工事の実施希望の報告について

工事名：

週休2日工事の実施希望について、下記のとおり報告します。

記

1. 希望する

実施方法

- ・ 4週6休
- ・ 4週7休
- ・ 4週8休

2. 希望しない

理由 (複数回答可)

- ・ 事務手続きに手間がかかる
- ・ 自社の都合により工事期間を短縮する必要がある。
- ・ 下請け会社の休日調整が困難
- ・ 現在の補正係数では赤字となる。
- ・ 人力的に社内体制が整っておらず、休日作業の必要がある。
- ・ 当初発注の工期では週休2日を確保することが困難
- ・ その他 (具体的に記入)

備考 1. 希望の有無、実施方法及び理由については、該当するものに○を記入すること。

益田市営繕工事週休2日工事の実施について

1. 本工事は、益田市営繕工事における週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の対象工事である。

2. 定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、監督員が必要と認めた現場管理上の作業については、事前に監督員と協議を行うこと。また、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

3. 実施方法

受注者は、契約後、施工計画書提出時に「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（様式3）により発注者に報告するものとする。

4. 実施報告書

- (1) 受注者は、対象期間終了後、速やかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

5. 設計変更

対象期間において、週休2日を確保できた場合は、設計変更をするものとする。

6. 工事費の積算

発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、現場閉所の状況に応じて以下の①～③の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、請負代金額の補正は行わない。

① 4週8休以上

現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の場合

1. 0 5

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満の場合

1. 0 3

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日/28日）以上25.0%（7日/28日）未満の場合

1. 0 1

益田市営繕工事週休2日工事の実施について（分離発注工事の場合）

1. 本工事は、益田市営繕工事における週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の対象工事である。

2. 定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、監督員が必要と認めた現場管理上の作業については、事前に監督員と協議を行うこと。また、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。
- (4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3. 実施方法

受注者は、契約後、施工計画書提出時に「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（様式3）により発注者に報告するものとする。また、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

4. 実施報告書

- (1) 受注者は、対象期間終了後、速やかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

5. 設計変更

対象期間において、週休2日を確保できた場合は、設計変更をするものとする。

6. 工事費の積算

発注者は、現場休息の達成状況を確認し、現場休息の状況に応じて以下の①～③の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、請負代金額の補正は行わない。

① 4週8休以上

現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の場合

1.05

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満の場合

1.03

③4週6休以上4週7休未満

現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合

1. 0 1